

## まちサポ総務班 活動細則

### (総則)

第1条 この会の円滑な運営のため、事務局と会員をつなぐ役目として「まちサポ総務班」（以下総務班という）を設置します。

第2条 この会は、総務班を補佐する外部アドバイザーを置くことができます。

### (活動)

第3条 総務班は事務局と協働し、この会を充実させるため次の活動を行います。

- (1) ボランティア活動における質的向上のための活動
- (2) 価値発信と仲間獲得のための活動
- (3) 自主的な社会貢献活動
- (4) 運営上必要な基盤を整備する活動

### (選任)

第4条 総務班は、総会において会員の中から選任します。

### (任期)

第5条 総務班の任期は、2年とし再任は妨げません。

### (会議)

第6条 情報共有・課題検討のために事務局との連絡会議をおおむね月1回開催します。

第7条 連絡会議は、総務班、事務局をもって構成します。

### (守秘義務)

第8条 総務班の活動で知り得た情報は、個人情報保護等にかかる守秘義務に留意しなくてはなりません。

### (規則の変更)

第9条 この規則は、連絡会議で検討し必要に応じた変更を行います。ただし、変更が生じた場合は全会員へ通知します。

### 附則

1 この規則は、2021年11月21日から施行します。